

鴨川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 9 号

鴨川市手数料条例の一部を改正する条例

鴨川市手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条第 2 項の規定による犬の登録の項中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の 7 第 2 項の規定により狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請があったものとみなして行う登録を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。